



## 8. ひとり親家庭のために

### ひとり親家庭医療費助成制度

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父・母、その方が扶養する児童、父母のいない児童（18歳の年度末まで）を対象に、ひとり親家庭に係る保険給付につき、一部負担金を支払った場合において、支払額（社会保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額）から、1人月額1,000円を控除した額を助成

- 手続きに必要なもの
    - ・ 健康保険証 ・ 印鑑 ・ 通帳
- ※所得制限があります。



### 児童扶養手当

父または母親と生計を同じくしていない18歳以下の児童の親、あるいは親にかわってその児童を養育している方に手当てが支給されます。

●支給額（平成27年4月現在）

	全部支給	一部支給
児童1人目	42,000円	41,999円～9,910円
児童2人目	5,000円加算	
児童3人目以降	1人につき 3,000円加算	

※請求者または児童が公的年金を受けている場合、年金額が児童扶養手当額より低いときは、差額分が受給できます。

- 手続きに必要なもの
    - ・ 印鑑 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票（世帯全員分） ・ 年金手帳 ・ 通帳
- ※申請時の状況により添付書類に追加等があります。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸  
 町民課 福祉係 TEL87-3902



## 母子・寡婦福祉資金貸付制度

経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったときは、母子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じてくれます。

### ●母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

母子や父子並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための貸付金です。

### ●修学資金

高校・大学等で修学するために必要な経費を貸付る資金です。

- ・貸付対象 母子家庭の母が扶養する児童  
父母のない児童
- ・貸付期間 就学期間中
- ・措置期間 学校卒業後6か月
- ・償還期間 20年以内
- ・利率 無利子

### ●修学支度資金

小学・中学・高校・大学等の入学に必要な経費を貸し付ける資金です。

- ・貸付対象 母子家庭の母が扶養する児童  
父母のない児童
- ・措置期間 学校卒業後6か月
- ・償還期間 20年以内
- ・利率 無利子

※詳しいことは、西臼杵支庁 福祉課にお尋ねください。

問い合わせ先   
西臼杵支庁 福祉課 Tel.72-2193